

# 「町県民税申告相談会のお知らせ」

☆ 申告相談は下記の日程により行いますので、忘れずに申告をお願いします。

(郵送による通知は、ありません。)

☆ 2月9日及び10日の申告相談は、収入が年金のみの方に限ります。

月	日	曜日	申告相談地区		申告相談会場等
			午前	午後	
2	9	火	収入が年金のみの方 (旧町内・中谷地区)		<b>●申告相談会場</b> 石川町共同福祉施設(2階) (石川町商工会館内)  <b>●申告相談会場の電話番号</b> TEL26-8228  <b>●申告相談時間</b> ・平成28年2月9日(火) ～ 3月15日(火) (土・日・祝日を除く) 午前 9時00分～11:30 午後 1時00分～4:00  <b>●受付時間</b> 午前の部 ～午前11時まで (但し、受付・相談会の状況により相談時間が午後になる場合があります) 午後の部 ～午後3時30分まで  <b>●その他</b> ① 該当地区の相談日に都合により来場できない方は、期限内の都合の良い日に来場してください。(土・日・祝日を除く) ② 郵送による申告は、随時受付けていますので、自分で申告書を作成された方は、期限内に関係書類を添えて、直接、須賀川税務署に郵送して申告することができます。 (須賀川税務署の住所) 〒962-0844 須賀川市東町135番1号 須賀川税務署 ③ e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください URL= <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/">http://www.e-tax.nta.go.jp/</a>
	10	水	収入が年金のみの方 (沢田・野木沢・山橋・母畑地区)		
	12	金	上母畑	母畑第一	
	15	月	湯郷渡	北山	
	16	火	山形		
	17	水	板橋		
	18	木	南山形	北山形	
	19	金	沢井三里(上沢井)・下沢井	沢井三里(大池)・鳥内	
	22	月	沢井三里(竹柄)	中央・古内	
	23	火	赤羽	新屋敷(沢田)	
	24	水	中田		
	25	木	形見	谷地	
	26	金	谷沢	坂路	
29	月	双里			
3	1	火	中野		
	2	水	曲木		
	3	木	塩沢		
	4	金	王子平	新屋敷(石川)	
	7	月	当町	松木下・猫啼	
	8	火	新田	本宮	
	9	水	北町		
	10	木	新町・三芦・高田		
	11	金	南町	荒町・和久	
	14	月	馬場町	古町	
15	火	予備日			

## 申告をしなければならない方

平成28年1月1日現在、石川町に居住する方で、次のような方は申告をしなければなりません。

- 農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方
- 地代・家賃等の所得、不動産・株式等の譲渡所得、内職等の所得のあった方
- 給与所得以外に所得があった方、及びニカ所以上から給与を支給された方
- 国民健康保険に加入している方(国保税の軽減に該当する場合があります。)
- 公的年金収入で400万円以上の方、又は公的年金とそれ以外の収入がある方
- 公的年金のみの方で、社会保険料や生命保険料等の所得控除を受けたい方

### 持参するもの

- 各種事業等の平成27年中の収入、支出の決算書、**記帳した帳簿及び関係書類等**
- 印鑑
- **国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書**  
 国民健康保険税は、納期を8期、又、後期高齢者医療保険料は、納期を7期で納入していただいておりますが、平成27年分の所得の申告では、平成27年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。
- **国民年金保険料控除証明書又は領収書**
- 生命保険料・介護医療保険料(平成27年1月1日以後に締結したもの)・個人年金保険料・地震保険料(経過措置により長期損害保険料のみ従前の損害保険料控除を適用)などの控除証明書
- 平成27年中に支払った医療費の領収書(10万円以上又は所得金額の5%以上を支払った場合、所得控除の対象になることがあります。)
- 給与所得又は年金所得がある方は、源泉徴収票

### 農業所得を申告する方

- 田・畑の耕作面積、米、野菜、果実、家畜等、全農作物(農作業受託料を含む)の販売明細書等
- 中山間地域等直接支払交付金にかかわる収入・支出の明細書
- **上記内容を記帳した帳簿及び関係書類等**

### 営業・不動産・その他の所得を申告する方

- 売上帳、仕入帳、棚卸金額、現金出納簿等の帳簿類
- 営業・不動産・その他の収入を得るための必要経費の領収書等  
 ※帳簿類や領収書等が不備ですと、再度申告相談に来ていただく場合がありますので、あらかじめ帳簿類を整理してきてください。

### 国民健康保険税の軽減について

- 国民健康保険の方は、平成27年中の収入が無くても(0円)、**世帯全員の申告が必要**です。  
 申告しないと、国民健康保険税の軽減(世帯の合計)が受けられませんので、必ず申告してください。

## 注意

※ 「町県民税の申告相談会のご案内」の郵送による通知は行っておりませんので平成27年中に前記の所得があった方は、各地区の申告相談日に必ず申告をしてください。

※ 肉用牛の免税を受ける方は、肉用牛売却証明書を必ず提出してください。

\*\*\*\*\*

★ お問い合わせ先

所得税確定申告

須賀川税務署 TEL0248-75-2194

町県民税申告

税務課課税係 TEL26-9118